

令和4年度予算編成方針

第1 経済状況と国、県の動向

我が国の経済状況は、令和3年9月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とする一方で、「内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と警戒感を示している。

こうした状況の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）」で、当面の経済財政運営に向けた考え方として、「引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。」としている。さらに、令和4年度予算編成に向けた考え方の中で、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としている。

また、新潟県においては、令和元年10月に策定した「新潟県行財政改革行動計画」に基づき、危機的な状況にある県財政の再建に向け、歳出歳入改革の取組を着実に進めている。歳出削減の取組に当たっては聖域を設けず、あらゆる分野を対象として見直しすることとしており、今後についても「令和13年度をピークとする公債費の実負担の大幅な増加等が見込まれることから、中長期的な財政運営の安定化に向け、引き続き、更なる歳出歳入改革に取り組む」としている。

これら国及び県の動向は、本市の予算編成や事業実施に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、引き続き、注視していく必要がある。

第2 本市の財政状況と直面する課題

本市においては、人口減少や少子・高齢化という社会構造に対する課題が顕著であり、市税や普通交付税等の減収、介護保険等の社会保障関係経費の増加、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応していくために、経常的な一般財源の安定的な確保が課題となっている。

さらに、道路や橋りょう等を含む市内の公共施設は老朽化が著しく、建設から25年を超える施設が約7割を占めており、今後の持続可能な行財政運営のためには、長寿命化対策が喫緊の課題となっている。

(1) 令和2年度の決算状況

令和2年度決算における本市の財政状況は、財政健全化の指標である「実質公債費比率」や「将来負担比率」、財政構造の弾力性を示す指標である「経常収支比率」がともに、下水道事業会計の法適用化が主な要因となり令和元年度から改善したものの、依然として高い値で推移している。

新型コロナウイルス感染症による市税や各種使用料の減収、経済対策や生活支援事業の実施で財政負担が増大したが、国の補正予算による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の有効活用に加え、感染拡大による事業縮小で執行が抑制されたことなどにより、結果として大きな負担にも対応することができた。また、記録的な暖冬少雪であった令和元年度から一転、豪雪に見舞われ除雪対策経費がかさんだが、臨時市町村道除雪事業費補助金や特別交付税の増額により補てんされたことから、単年度収支において黒字を確保することができた。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の制限等により、企業の経常利益は大幅に落ち込み、国の補正予算として交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した取組の効果が徐々に表れてきているものの、回復にはまだ時間がかかると見られる。今後も感染症予防対策はもとより、感染状況等を見据えながら、ポストコロナに向けた対策に取り組んでいく必要がある。

(3) 普通交付税特例措置の逡減

本市の普通交付税は令和3年度から一本算定へ移行し、合併以来受けてきた合併算定替の特例措置は、令和2年度に加算約1億2,000万円をもって終了した。さらに、昨年実施された令和2年国勢調査の速報値では人口が57,444人となり、平成27年国勢調査人口62,442人と比較して4,998人の減少となった。令和3年度普通交付税の算定では、国勢調査人口の置き換えにより約2億8,000万円の影響を受けたが、単位費用の増加など制度改正により、臨時財政対策債と合わせた総額は前年並みを確保した。人口減少による影響を緩和する数値急減補正の措置額は、その性格から段階的に減額とすることが見込まれる。

(4) 公債費負担の増加

一般会計における公債費（元利償還金）は合併以来減少し、ここ数年は横ばいで推移してきたが、令和4年度、令和5年度は一時的に増加に転じる。令和4年度においては、令和3年度比較で約1億4,000万円、令和5年度においては約2億3,000万円の増加が見込まれる。現在の試算では、令和6年度以降減少傾向となるが、今後の市債借入において十分な注意を払う必要がある。

(5) 基金の状況

年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる「財政調整基金」の残高は、令和2年度決算において財源不足等による取り崩しが不要であったこと、また、村上総合病院移転新築支援基金から6億6,563万円を積み替えたことにより、令和2年度末現在で約31億円となり前年度末より増額となった。

介護保険給付等準備基金等の特別会計基金を除く一般会計基金の総額は前年同額程度の約64億円となっているが、令和4年度、令和5年度の公債費負担の増加に減債基金を、旧ごみ処理場解体経費に環境衛生基金を充当する予定であり、今後残高は減少する見込みとなっている。

第3 予算編成の基本方針

こうした財政状況の中、令和4年度においては、現在策定を進めている「第3次村上市総合計画」を初めとした各種計画の理念や目標を踏まえつつ、将来に渡り持続可能な行財政運営を確立するため、市民と行政が同じ認識の下、全ての歳出項目について聖域なく見直しを行うとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用しつつ、新たな財源確保に取り組むなど歳入対策も強化した予算を編成するものとする。

1 第3次村上市総合計画を見据えた施策の展開

現在策定中である「第3次村上市総合計画」の基本目標及び基本計画等に則した政策・施策を展開し、本市の目指す将来像の実現に向けた取組を着実に実施する。

2 第2期村上市総合戦略の推進

人口減少に向けた対策と地域の活性化、本市の継続的な運営を進めていく重点戦略として令和3年3月に策定した「第2期村上市総合戦略」の政策・施策に基づく取組を積極的に推進し、本市の目標とする「持続するまちの実現」を目指すものとする。また、各分野の横断的な取組を進めることにより、事業効果を高めつつ、効率化や低コスト化を図ることとする。

3 公共施設等の適正管理と長寿命化の推進

インフラの老朽化が課題となっているが、引き続き「村上市公共施設等総合管理計画」を基軸に『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化を念頭に予算編成するものとし、「村上市公共施設マネジメントプログラム」に基づく個別計画等により継続の方向性が確認されている施設については、長寿命化対策を最重要事項としてとらえ、年次計画を策定して最優先で取り組むこととする。

第4 行財政改革の推進

1 公共施設等の見直し

(1) 公共施設

今後の歳入減に対応するためには、市町村合併後引き継いできた施設をすべて維持していくことは非常に困難な状況に陥っており、効果的かつ効率的な施設運営を進めることで、費用の抑制と平準化を図る必要がある。「村上市公共施設マネジメントプログラム」に基づいて、現状分析と課題検証を行い、個別の施設計画の策定や見直しによって施設の方向性が確認されるまでは、安全を確保するため緊急性があるなど真に必要となるもの以外の大規模な修繕等は行わないこととする。

(2) 各種補助金

補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から事業費補助を原則とし、事業効果や必要性を十分に検証すること。目的達成に向けた成果が表れない補助金は、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。また、新規の補助制度を設ける場合は、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

(3) 事務事業全般

法令に定める事業を除く全ての事業について、今日の社会情勢や住民ニーズに鑑み、これまでの方法にとらわれることなく見直すものとし、歳入に見合った歳出という原点に立ち、費用対効果を踏まえ本市の財政状況に見合う事業となるようゼロベースから再構築すること。

2 歳出経常経費（一般財源）削減の取組の継続

市税や普通交付税等の一般財源の減収に対応していくためには、経常的経費の削減が必須である。削減の取組は単年度で解決するものが少なく、見直しの項目によっては市民や関係者へ影響が大きく、説明に時間を要する場合もあるが、令和4年度予算編成に反映できないものは次年度以降の実現に向け、目標年度を設定し継続して取り組むこと。

3 歳入確保対策の実施

自らの事業の財源は自らで獲得することを念頭に置き、歳入額の多少にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、歳入確保対策に積極的に取り組むこと。

国・県等の補助金はもとより、他団体からの助成金等、事業費の積算に当たっては、最大限、特定財源を活用すること。また、各種使用料・手数料の見直し、公共施設等に係る有料広告収入、未利用地の売却など、前例にとらわれず積極的に検討すること。

第5 予算編成の基本的事項

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) 予算編成においては、各種関連計画に沿った予算要求を基本としつつ、限りある財源を有効に活用する中で、世代間の公平に配慮しながら将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、事業の選択と集中による歳出の重点化を図っていく。
- (2) 予算編成は通年予算とし、年間所要額を適正に見積ること。年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、または当初予算で見積り不能なもの、もしくは不確定な要素等により保留したもの以外には行わないこととする。
- (3) 新規事業については、積極的に国・県補助事業の活用を行うこと。また、既存事業についても補助事業活用のための事業見直しを実施し、一般財源の縮減を図ること。
なお、国・県の事業見直し等により、補助制度が改正された場合は、市単独事業への振替は行わず、事業の廃止または縮小するものであること。特に県補助事業については、「新潟県行財政改革行動計画」による事業見直し等の動向に注視し、県所管部署からの情報収集に努めること。
- (4) 事業の繰越は、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、予算要求は、確実に年度内完了できる事業規模とし、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為など所要の措置を講じること。

2 予算編成の手法及び予算要求上限額について

(1) 経常的経費

経常的経費（人件費や公債費等の一部経費を除く。）については、課(局)を単位とする一般財源ベースの予算要求上限額を設定する。

市民ニーズを的確に把握できる各担当課(局)において、課(局)長のリーダーシップの下、単年度にとどまらず中・長期的な視点に立ち、要求上限額の範囲内で効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう調整すること。

なお、要求上限額の設定に当たっては、科目種別ごとの一律の割合による削減方法によらず、個別単位で調整した金額とする。

(2) 投資的経費

普通建設事業等の投資的経費については、予算要求上限額を設定しないが、各課(局)で事業を厳選し、緊急性のある最小限の要求とすること。さらに補助事業や優良債等を有効活用し、一般財源の縮減に努めること。

また、要求する事業は、課(局)全体で調整の上、優先順位を設定すること。

(3) 特別会計（公営企業会計）繰出金

特別会計（公営企業会計）については、一般会計繰出金の予算要求上限額を設定するので、一般会計と同様の基準により経費削減の取組を行い、要求上限額の範囲内で調整すること。

また、公営企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努め、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。特に基準外繰出金については、中・長期的な削減計画（改善計画）を策定すること。

3 予算調整（査定）について

国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出、中・長期的な財政収支を見通しながら、各種財政指標にも配慮しつつ調整を図ることとする。

4 予算編成スケジュール

年 月 日	事 項
令和3年10月29日	予算編成方針、各課予算要求上限額等通知
令和3年11月2日	予算編成担当者説明会
令和3年11月24日	予算要求期限（システム入力期限）
令和3年11月24日以降	各課担当者ヒアリング（査定）
令和3年12月中旬	重点施策等ヒアリング
令和4年1月上旬	1次査定額各課通知
令和4年1月中旬	市長・副市長査定
令和4年1月下旬	当初予算書印刷